

新しいこと、 始めてみませんか？

令和8年度丸亀市市民活動ステップアップ補助事業は
みなさんの新たな挑戦を応援します。

要項はこちら



市民活動ステップアップ補助事業とは

マルタス登録団体のみなさまの新たな市民活動や、その活動の幅を広げる事業などに要する経費の一部を補助することにより、市民の自主的・自発的な活動を支援し、市民の公益の増進に資する多彩な活動の展開、活性化をはかることを目的としたものです。



丸亀市地域づくり課協働担当
tel：0877-24-8853 fax：0877-24-8863
e-mail：kyodo-t@city.marugame.lg.jp

1. 市民活動の定義

この要項における「市民活動」とは、市民、市民団体、事業者が、自らの責任に基づいて、様々な分野の課題に対し、自主的・自発的に継続して取り組む営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいいます。ただし次のものは除きます。

- ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動。
- イ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業。

2. 補助対象団体

市民活動を継続して行うことを主たる目的として自発的に組織された次の各号のいずれにも該当する団体を対象とします。

- ① 市民活動団体であること（企業・学校等が行う市民活動を除く）
- ② マルタスにて市民活動登録をしていること。（毎年更新が必要）
- ③ 香川県内に事務所を有し、主たる活動場所が丸亀市内であること。
- ④ 規約その他これに類するものを持ち、継続的な市民活動を行い、又はこれから行う予定の団体
- ⑤ 3名以上で構成される団体
- ⑥ 過去10年以内に3回以上ステップアップ補助金を活用したことがない団体
- ⑦ 地方公共団体等からの運営補助金等を受けていない団体
- ⑧ 市民活動団体名義の金融機関口座を有していること

3. 補助対象活動

- 1) 補助対象活動は、上記2の補助対象団体が行う市民活動とします。
- 2) ただし、前項の規定にかかわらず、当該活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象となりません。
 - ① 交付申請年度以前から継続して実施している事業
 - ② 対象活動が、委託業務として実施されている事業
 - ③ 丸亀市外で行われる事業
 - ④ 今までに実施した事業

4. 補助対象経費

- 1) 補助対象経費は、交付対象活動を実施するため直接必要な経費とします。
- 2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は対象外とします。
 - ① 団体の事務所等を維持するための経費
 - ② 団体の経常的な活動に要する経費
 - ③ 団体の構成員による会合の飲食費
 - ④ 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
 - ⑤ 備品の購入及び施設等の工事に要する経費
 - ⑥ 領収書等によりその支払いが確認できない経費



5. 補助金の額

補助金の額は補助対象経費の次の額とし、①+②の合計金額10万円を上限とします。（予算の範囲内）

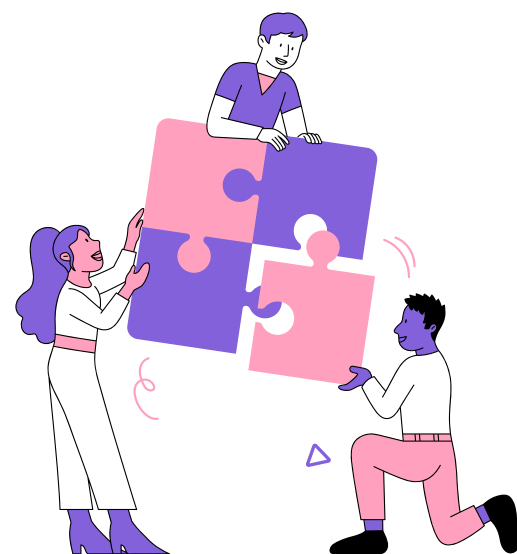
- ① 50,000円以内は全額補助
- ② 50,001円以上は1/2補助 ※1円未満は切り捨て

6. 事業期間

補助金交付決定日から令和9年3月12日（金）までのうち、必要な期間とします。

7. 応募方法

- 1) 提出先
丸亀市協働推進部地域づくり課（市庁舎3階）
※事業開始前にご提出をお願いいたします。
※決定までに1～2週間程度かかりますので、余裕をもってご提出ください。
- 2) 提出書類
 - ① 丸亀市市民活動ステップアップ補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書（様式第2号）
 - ③ 収支予算書（様式第3号）
 - ④ 団体の概要書（様式第4号）
 - ⑤ 団体の定款、規約、会則等
 - ⑥ 会員名簿（全員の氏名が記載されているもの）
 - ⑦ その他参考となる書類



詳しくはHPに掲載している募集要項をご覧ください。ご不明な点等ございましたら、丸亀市地域づくり課（TEL：0877-24-8853）へお気軽にお問い合わせください。みなさまのご応募をお待ちしております。